

～避難施設の紹介（その 6）：生活ルールとマナー～

突然発生した大震災、自宅に住むことができない被害によってやむを得ず身を寄せる事になるのが避難施設の生活です。しかも避難施設の開設から運営まで被災者であるわたしたち住民自身が主体的に担う必要があるという事態の中で、どういう事を守り何を心にきざんでおくべきかを考えて見たいと思います。

平常時ではあたりまえの事も心身ともに不安定な環境下にあることを前提に考えておく必要があります。

避難施設の生活は運命共同体

避難施設で避難生活を送る方々は、お互いを思いやり、助け合うことで困難な状況を一緒に乗り越えましょう。



避難施設の運営

避難施設の運営は運営委員会がおこないます。

運営委員会は住民・町田市指定職員・施設管理者である学校関係者によって構成します。

運営上の問題は運営委員会が毎日会議を開いて解決しますので、決定・方針には従ってください。

避難者全員の理解と協力

避難施設の運営には、避難者の皆さん全員に協力していただきます。

炊き出し、清掃、物資の仕分けや配分など運営面の多くの仕事が必要になりますが、これらを避難者の皆さんのが当番制で担当します。

運営に携わる住民メンバーは専門家ではなくボランティアであることを理解して、不満な点を指摘するよりも不足をカバーしあう姿勢が何よりも大切です。

仕事の目的や手順が混乱しないように「避難施設運営マニュアル」「手順書」の準備を進めています。

運営の考え方

- 安全で安心できること
- 衛生的であること
- 支援が必要な方を優先すること
- できるだけ公平であること

を重点に運営します。

この観点から次ページの共通のルールを守っていただきます。



共通ルール（抜粋）

安否確認と安心のために

1. 避難者は入所時の登録と退所時（外出も含みます）の連絡を確実におこなっていただきます。
2. 病気にかかっている方、避難施設内で体調を崩した方はすぐに運営委員に申し出てください。
3. 介護が必要な方は家族が介護にあたることが原則です。

介護が必要な方で避難施設での生活が困難な場合は市職員と協議して二次避難施設（指定福祉避難所）へ移送します。

公平のために

4. 食料・物資等は在宅避難者を含む全員に公平に配分することを原則とします。
ただし全員の要求を充足する量が届かない事態も想定されます。
不足する場合は支援が必要な方を優先して配分します。
5. 居住場所は公平を期すために一定期間ごとに計画的に交代していただきます。
6. 避難施設内に車で避難・駐車することはできません。
7. 自分のテントを持ち込んだり避難施設内に設営したりすることはできません。

衛生のために

8. トイレの使用については次のルールを守ってください。
 - ・トイレは使用者（または保護者・家族）が使用の都度清掃をおこないます。
 - ・トイレ使用後は必ず手洗いまたは手の消毒を励行します。
 - ・定期的なトイレ清掃は避難者全員が当番制で実施します。
9. ゴミは各自が決められた分別をして所定の場所に置きます。
10. 避難施設の建物内は土足禁止です。外履きは各自が保管します。
11. ペットを施設の建物内に連れて入ることはできません。
ペット同行避難の場合、ペットは所定の場所に収容し飼い主に管理していただきます。



安全・安心のために

12. 危険場所・入場規制場所の立ち入りは禁止です。
13. 決められた場所以外での火気の取り扱いは禁止です。
14. 避難施設では喫煙は禁止です。
15. 施設内で飲酒はできません。酩酊して入所することも禁止です。
16. 公序良俗に反する行為があった場合は、警察へ通報すると共に、避難施設から退去していただきます。



さらに生活上の色々な場面におけるルールは避難時にルールブックとして配付され、施設内の掲示によっても伝えられます。

【問い合わせ先】本会報の内容についての疑問やご質問、ご意見などございましたら、下記メールアドレスまでご連絡ください。頂いた情報は今後の会報発行の参考にさせていただきます。

info-tamanaru-hinan@jcom.zaq.ne.jp